

八幡市地域公共交通会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、八幡市における地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保及び旅客の利便の増進等に必要となる事項を協議するため、八幡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便増進を図るために必要な事項
- (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び変更並びに交通計画に基づく事業の実施等に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の構成員
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の構成員
- (4) 鉄道事業者
- (5) 住民又は利用者の代表者
- (6) 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する者
- (7) 国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長又はその指名する者
- (8) 京都府山城広域振興局長又はその指名する者
- (9) 京都府山城北土木事務所長又はその指名する者
- (10) 京都府八幡警察署長又はその指名する者
- (11) 八幡市長又はその指名する者
- (12) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の職により委嘱された委員の任期は、当該職にある期間とし、当該身分を失すると同時に委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長が指名する者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は、副市長をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐して交通会議の業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、交通会議を書面によって開催し、書面によって表決することができるものとする。この場合において、会長は、決定事項を書面により速やかに委員へ報告するものとする。

5 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 委員に支障があるときは、当該委員が指名する代理人を会議に出席させることができる。

7 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(協議結果の尊重義務)

第7条 交通会議で協議が整った事項については、交通会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第8条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整するため、必要に応じ交通会議に幹事会を設置することができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第9条 第2条に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて部会を開催することができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は会長が別に定める。

(事務局)

第10条 交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、公共交通担当課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。